

# 女性活躍推進法に基づく認定企業

(令和8年6月8日認定)

## 行政書士法人合同経営（高松市）



女性活躍推進法に基づく行動計画を策定した旨の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

認定を受けると、認定マーク（愛称：えるぼし）を自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺、ホームページ、求人広告等に使用することができます。

### 認定の実績

- ◆ 労働者数：9人（うち女性8人）
- ◆ 業 種：学術研究、専門・技術サービス業
- ◆ 雇用管理区分：正社員、非正規労働者
- ◆ 女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準

#### ○採 用

正社員に占める女性労働者の割合は83.3%（産業平均値25.7%）となっています。

#### ○継続就業

正社員の女性労働者の平均勤続年数は6.4年、男性労働者の平均勤続年数は6.4年となっています。

#### ○労働時間等の働き方

労働者1人あたりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間が、すべての雇用管理区分で各月45時間未満となっています。

#### ○管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合は100.0%（産業平均値10.0%）となっています。

#### ○多様なキャリアコース

直近の3事業年度で、おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用は1人となっています。

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

**香川労働局雇用環境・均等室(TEL087-811-8924)**

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階

香川労働局 ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>